○外務省告示第四百五十四号

令和七年六月十三日にビシュケクで、キルギス共和国内閣に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和七年八月六日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　合田秀樹在キルギス大使

キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和七年十二月九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百五十五号

令和七年六月十三日にビシュケクで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和七年八月六日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億九千九百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　合田秀樹在キルギス大使

キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和七年十二月九日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千八百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県西白河郡西郷村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　砂防設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県双葉郡**檜**葉町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び**檜**葉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県双葉郡広野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び広野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県東田川郡庄内町肝煎字大越山一三の一〇・一四の二・一四の五・一六の二・一六の三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町字上之宿二一二二の四、二一二八の一三、二一二九の四、大字新巻字丸橋一一五七の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県太田市金山町三九の四一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県太田市金山町三九の四一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波篠山市川阪字水谷四七の一五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県今立郡池田町千代谷七七字荒谷山倉ケ谷一八の四・一九の四・下荒谷五八字万蔵谷一の二（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県今立郡池田町千代谷七四字吹ケ谷一の二・一六の二・一六の三（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県今立郡池田町金見谷五五字大谷二五の七・二五の一三（以上二筆国有林。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため